

政策・制度解説「コーナー」①⑥

WTO・ドーハラウンド交渉とIMF、金属労協の対応

金属労協政策局局長／浅井 茂利

2005年12月13日から18日まで、WTO（世界貿易機関）の閣僚会議が香港で開催された。WTOのドーハラウンド交渉（ドーハラ開発アジェンダ）は、2006年末の終結を目標に交渉が進められているが、焦点である農業交渉が2004年7月に「枠組み合意」をして以降、目立った前進が見られず、交渉全体が停滞している状況にある。本稿では、ドーハラウンド交渉促進に向けた金属労協の政策・制度要求とドーハラウンドに対するIMF（国際金属労連）の姿勢を紹介したい。

ドーハラウンド交渉促進に向けた金属労協の政策・制度要求

わが国は、金属産業を中心とする「ものづくり貿易立国」であり、公正で公平な世界貿易ルールを構築し、自由貿易体制を維持・強化することは、国益上、大変重要である。しかしながら現実には、世界共通の貿易ルールの構築をめざすWTO・ドーハラウンドにおいて、農業分野に関するわが国の主張が、交渉合意を遅らせる要因のひとつとなってきたことは否定できない。

きない。金属労協は日本政府に対し、WTO交渉の積極的な推進を求めているとともに、あわせて、自由貿易体制の下で競争力ある農業経営を確立するため、本格的な農業構造改革を実行していくよう主張している。具体的には、

◎公正で公平な貿易ルールの構築によって、自由貿易体制の維持・強化を図るため、ものづくり貿易立国たるわが国として、WTO・ドーハラウンド交渉を促進すべく、積極的な対応を行っていくこと。

とりわけ、交渉で最大の焦点となっている農業分野の市場アクセスの拡大（関税の引き下げ、輸入

割当の拡大）について積極的に対応し、2006年内の最終合意に向け、日本政府として注力すること。また、WTO違反の解消については、ドーハラウンドにおいて、アンチダンピング措置の濫用防止規定の強化・明確化、紛争処理の明確化と改善を図るべく、交渉を強化すること。

◎自由貿易体制の下で、競争力ある国内農業を確立するため、新たな「食料・農業・農村基本計画」による農業構造改革を着実に推進すること。とくに、これまでの農産物の価格支持政策を改め、価格形成を市場に委ねつつ、自立した強力な農家を育成するために所得補償を行う日本型の直接支払いについては、2007年度より確実に実施できるよう、具体的検討を進めること。

また、株式会社による農業経営への新規参入については、耕作放棄地が多く存在する地域だけでなく、リース方式による農地取得を可能とすること。当該地域の市町村による農地運用の監視や農地転用の用途制限を厳格にすることで、株式会社による農地取得についても解禁すること。農業生産法人に対する株式会社の出資制限を

撤廃すること。
などを主張し、対政府要請活動を展開してきたところである。

ドーハラウンド交渉に対するIMFの姿勢

ドーハラウンドに関する金属労協の対応が、もっぱら農業交渉中心であるのに対し、IMF（国際金属労連）全体としての関心は、非農産品アクセス交渉（NAMA）にある。

この違いは、
◎金属労協では、金属製品を含む非農産品に関して、可能な限り貿易自由化が望ましいとの立場であるのに対し、IMFでは、グローバル化はむしろ発展途上国の開発にとってマイナスで、雇用の喪失、貧困の増加を招くのではないかとの懸念を持っていること。

◎農業交渉が進まないその他の分野の交渉も進まないという認識では、金属労協もIMFも一致しているが、金属労協では、日本を含むG10諸国の保護主義的な主張が農業交渉の障害になっているという認識があり、ドーハラウンド交渉を促進し、自由貿易体制の維持・強化を図るた

めには、日本が農業交渉打開に主導的な役割を果たす必要があると考えていること。

によるものであるといえる。
IMFでは、ドーハラウンドに関して、「貿易・財政・開発政策に関する作業部会」を中心として検討が行なわれており、WTO香港閣僚会議に先立つ2005年10月19日にも会議が開催され、以下のような議論が行われた。

◎現在、WTOで行われている交渉は、「ドーハラ開発アジェンダ」という名称であるにもかかわらず、発展途上国の開発と雇用創出に寄与するものではないのではないか。

◎WTO香港閣僚会議に対しては、ICFTU（国際自由労連）がすでに「労働組合声明」をまとめているが、詳細にわたるものであり、IMFとしてA4の1枚程度で要点をついた見解を発表したらいかがか。

◎見解の中心としては、WTOに対して、貿易の自由化が開発と雇用に与える影響の評価（アセスメント）の実施を要求するものにしてはどうか。

◎IMFとして、中国問題を扱う別の作業部会があるが、国際通商における中国の重要性からして、「貿易・財政・開発政策に

関する作業部会」においても、中国問題の議論を行いつつ、2つの作業部会の連携を密にしていへべきである。

◎貿易関連問題に関するIMFのセミナーをアジア、アフリカ、アメリカなど各地域ごとに開催するとともに、NPO/NGOとの協力関係を密にしていへべきである。

グローバル化が発展途上国の国内生産に打撃を与え、雇用を失わせることになるかどうかについては、北欧や日本などの組合と、ラテンアメリカ、アフリカ、カナダなどの組合とでは見解が分かれるところである。東・東南アジアの国々が、グローバル化の利益を享受し、発展途上国から新興工業国への脱皮を遂げることができたということは事実であるし、一方で、ラテンアメリカ、アフリカなどの国々では、グローバル化の過程のなかで失業が増加し、貧困が進んだという事情も無視しえない。

結局、ある国がグローバル化の利益を享受しうるか否かは、グローバル化に対応した政策が、その国において実施されているかどうかにかかっているのではないか。例えば、

◎多国籍企業による投資を呼び

込むための政策がとられているか。
◎一方で、自国民を保護する政策（例えば、中核的労働基準など労働法制の整備）がとられているか。

◎変動相場制を採用するなど、経済情勢の変化に迅速に対応する柔軟な為替調整が可能になっているか。
などが重要であると考えられる。最初の2つは一見、相矛盾する政策のように見えるが、要はその国に根つき、長期的な観点に立つてビジネスを行っていくこととする良質な多国籍企業に積極的に投資をもらうような政策を実施することであり、良質な多国籍企業か否かは、グローバルスタンダードに則った労働法制に対応できるか否かで選別をするということである。

国際協力銀行参事役・山田裕氏の指摘によれば、サハラ以南のアフリカ諸国では、石油化学、金属加工、食品加工のような産業を輸出産業とすることが期待されるが、各国とも民活インフラの導入、外国投資法などの整備、投資受け入れ手続きの簡素化などを進めているものの、通信、道路、鉄道、港湾などの通信・輸送インフラの整備、投資保護協定、二重課税防

止条約などより基本的な枠組みの一層の整備、制度の運用面での問題の解消が必要とこのことである。伊藤祐禎・前ILO理事は、アフリカ諸国における生産性向上運動の普及に尽力をされたが、これもまた、海外からの投資を促進するための土壌づくりとしてきわめて重要である。

筆者（浅井）がかつてアフリカの労働組合のみなさんにヒアリングをお願いしたところ、グローバル化の弊害としてあげられた代表的事例は、インド系の経営者がやってきて工場を建て、従業員を募集して操業を始めるのだが、最初の給料日に従業員が出社すると、すでに工場はもぬけの殻で、従業員は結局1カ月間ただ働きをさせられた、というものであった。こうした事例は特殊なものではなく、色々な地域で頻発している模様であったが、そうであればなおさら、グローバル化の弊害というよりは、有効

IMF（国際金属労連）見解

『開発・雇用に対する影響の初期評価を今後の貿易自由化協定の条件にしなければならない』

2005年11月16日
IMF（国際金属労連）書記長／マルチェロ・マレンタッキ

来たる香港でのWTO閣僚会議に関する一般の関心が、農業・サービス市場の開放を目指す試みに集まっている中で、IMF（国際金属労連）とその加盟組織は、非農産品市場アクセス（NAMA）に関する新しい協定をめぐって進められている交渉を特に注意深く見守っている。

各国政府は、残りの部門（水産物・林産物）の自由化と、IMF加盟組織にとって極めて重要な部門を含む全産業部門の大幅開放も計画している。NAMA交渉の成果は、発展途上国に開発と良質な雇用をもたらすものでなければならない。しかしながら発展途上諸国の労組は、農業交渉がまともなれば、開発、労働者に損害をもたらす事が証明されているNAMA交渉が合意にいたる危険性を糾弾している。

アメリカやEUなど高度に工業化された国々は、攻撃的なNAMA交渉議題を、多大な助成金を受けている欧米農業部門の自由化で発展途上国の利益が飛躍的に増えることに対する報酬とみなしている。

NAMAのマンデートは、関税、タリフ・ピーク、非関税貿易障壁に焦点を当てている。しかし主要な問題は依然、工業製品関税の削減と関税譲許に適用されるフォーミュラである。現在審議中のフォーミュラは、市場を探し求める多国籍企業に対し、発展途上国の製造業部門を開放するだろう。産業部門が脆弱な国々に深刻な影響を与え、安い輸入品の流入で幼稚産業が壊滅し、現在および将来の雇用が犠牲になることがないように危険を回避していかなければならない。発展途上国において自国の開発を実現し、貧困根絶目標を達成し、良質な雇用を創出するための政策を実現するのに必要とされる柔軟性を担保させることが不可欠である。現在の提案に基づき、タリフ・ピークと高率関税の大幅削減や非関税障壁の慎重な見直しによって、

発展途上国による工業国市場へのアクセスの改善を本当に保証できそうな措置は、議題に上がっていないようである。

現行の貿易交渉ラウンドは、ドーハ開発アジェンダのマンデートに基づいているが、開発には焦点が当てられていない。いくつもの発展途上国において低賃金で不安定な雇用を創出することや、より賃金の高いその他の発展途上国や先進国における雇用を犠牲にすることでは、真の貧困削減目標を達成することはできない。

WTO交渉全体の基礎となる仮定は、「自由貿易は消費者物価を引き下げて福祉を向上させ、新しい輸出市場を制覇して所得・雇用を創出するうえで役立つため、常に優れている」というものである。しかし、貿易自由化の可能性に関する約束は、発展途上国と工業国でよりよい雇用を増やしていないという点で守られていない。賃金と労働条件の引き下げによる底辺への競争が起こっており、企業利潤極大化のためにディーセント・ワークが蝕まれている。

我々はドーハ開発アジェンダに基本的な人権および労働権の確立が盛り込まれていないことに、繰り返し強く遺憾の意を表明する。このことは地域、2国間レベルと同様にWTOにおける今後全ての貿易自由化、投資協定において最優先課題とされるべきである。

貧困から脱出する唯一の方法として、質の高い雇用を貿易自由化の中心に据えなければならない。そのためには、現行の貿易ルールが雇用や開発に及ぼす影響について、徹底的な公の評価を行う必要がある。私たちは、とりわけ発展途上国・最貧国の持続可能な開発と雇用に及ぼす影響の評価の結果に基づいて、貿易自由化、特にNAMAをめぐる今後の交渉を進めていくよう要求する。

な対策をとらない政府の怠慢に問題があるのではないかと考えられる。

柔軟な為替調整に関しては、例えば発展途上国において、グローバル化によって先進国・新興工業国からの輸入が増えた場合、変動相場制を採用していれば、その国の通貨が下落し、輸入をある程度抑制し、国内生産の競争力確保や事業構造の転換に対応の時間を与えることになるのに対し、固定相場制を採用している場合は、通貨切り下げは政府の体面を傷つけることから実施されにくく、国内生産に打撃を与えやすい。

一般的に発展途上国の経済が離陸しようとする時には、貿易赤字が拡大する傾向にある。資本財や生産財の輸入が急速に拡大するのに対し、輸出は徐々に拡大するからである。変動相場制であれば、通貨が弱含みとなり、国内での生産と輸出を促進するが、固定相場制では通貨が割高感を持ったまま維持される

ことになる。海外からの投資が安定していれば、貿易赤字は覆い隠されるが、投資が滞った場合には、割高感が一気に高まって、投機筋が通貨切り下げ期待の売り浴びせを行い、実体経済に大きなショックを与えることになる（これは実際に1997年にタイで起こったことである）。

変動相場制は、一般に不安定な制度とのイメージがあるが、プラザ合意のような人為的な操作が行われた場合には、経済にショックを起こす可能性があるものの、通常は経済情勢の変化をマイルドに吸収することができる仕組みである。これに対して、固定相場制下では、経済情勢と為替相場との歪みが極限に達するまで調整が行われにくく、調整のショックはかなりの大きなものにならざるをえない。

WT0香港閣僚会議の結果

ドーハララウンド交渉では、2004年7月の「枠組み合意」において、農業交渉に関して、
◎高い関税ほど大幅な引き下げ。
◎「重要品目」は別の取り扱い。
その数は今後の交渉。

◎関税の上限設定は、今後の検証に委ねられる。

◎低関税輸入枠の拡大などについては、「重要品目」への配慮とバランスをとる。

◎貿易を歪める補助金は、多い国ほど大幅に削減し、品目ごとに上限を設定する。

◎輸出補助金は期限を設けて撤廃する。
ことが合意されていた。

2005年12月の香港閣僚会議では、農業交渉については、関税削減率のあり方、「重要品目」の取り扱い、関税の上限設定を打ち出すかどうか、最低輸入量の設定などが焦点となっていた。採択された「閣僚宣言」では、関税削減率に関して、現行の関税率を4段階に区切り、それぞれに削減方式を設定していくことで合意されたものの、その他の具体的なルール作成は2006年4月末までに行っていくことになった。非農産品アクセス交渉では、IMF内で支持する声の強いブラジル方式（現行の関税が高い品目ほど、関税を削減しても高い水準で維持できる）ではなく、日本政府などが推すスイス方式（現行の関税の高いものほど、関税削減率を大きくする）の採用が決定した。

なお、後発発展途上国の全産品に対して、2008年もしくは遅くともドーハララウンドの実施期間の始まりまでに、無税無枠を供与することになった。現時点で全産品に対する供与が困難な場合には、少なくとも97%の産品に対して無税無枠を供与し、漸進的に全産品に広げることが合意された。

IMFではこうした結果に対し、ドーハ「開発」アジェンダにおいて「開発」を取り戻すことはできず、閣僚宣言では「雇用」という言葉も盛り込まれていない、との批判を行っている。

金属労協では、引き続き農業交渉の決着に向けたわが国の積極的な対応を主張していくとともに、非農産品交渉の状況を注視していく。また、中核的労働基準（団結権の保証・結社の自由、児童労働の不使用、強制労働の不使用、差別の撤廃）を世界であまねく確立すべく、これをWTOのルールに盛り込んでいくための働きかけや、中核的労働基準に関する企業行動規範（COC）の労使締結に向けた環境づくりに取り組んでいく所存である。